

<対策のポイント>

○我が国酪農について、ウクライナ情勢や円安等の影響による飼料費等の高騰により、生乳の生産コストが上昇する一方、新型コロナウイルス感染症の影響等による牛乳乳製品需要が低迷し、生乳の需給ギャップの解消が緊急的な課題となっているため、生産者の抑制的な生産への取組を支援し、生乳の需給ギャップを早期に改善するとともに、収益の安定を通じた酪農経営の改善を図ります。

<事業目標>

生乳需給の改善に向けた環境整備（乳用経産牛4万頭のリタイア）

<事業の内容>

生乳の需給ギャップを改善するため、生産者が早期に乳用経産牛をリタイアさせ、一定期間、生乳の生産抑制に取組む場合、生産者団体等の一定の負担を要件に、奨励金を交付します。

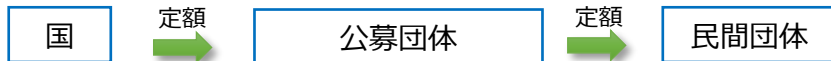
(要件)

- ①事業に取り組む生産者は、令和5年度から令和6年度の生乳生産量を抑制するための計画を策定・実施。
- ②早期リタイア対象の乳用経産牛は、低能力として、生産者自らが選定し、食肉処理場へ出荷。

(奨励金単価)

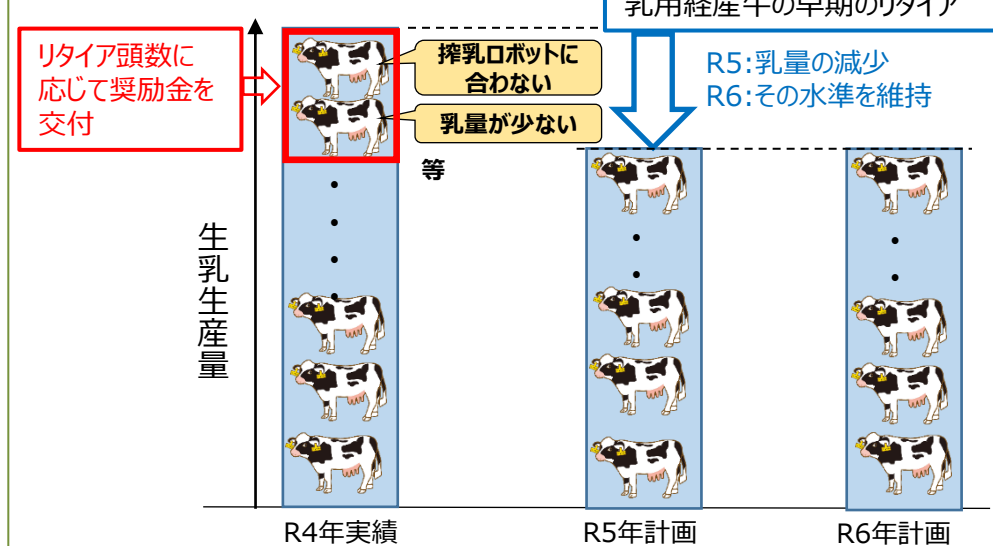
- ①第一次取組
令和5年3月～9月の取組（対象25,000頭）15万円/頭
（※別に、生産者団体等からの負担により5万円/頭以上を上乗せ）
- ②第二次取組
令和5年10月～令和6年3月の取組（対象15,000頭）5万円/頭

<事業の流れ>



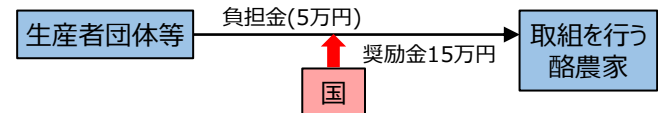
<事業イメージ>

生乳生産を抑制するための計画策定



	取組期間	奨励金単価
第1次取組	R5.3～R5.9	国費15万円 + 生産者団体等5万円
第2次取組	R5.10～R6.3	国費5万円

【第1次取組の場合】



【お問い合わせ先】

畜産局牛乳乳製品課 03-3502-5988